

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

(平成四年七月三日厚生省告示第百九十四号)

改正	平成	五年	十二月	十四日	厚生省告示第	二百五十二号
	同	十年	四月	二十一日	厚生省告示第	百四十五号
	同	十一年	六月	二十二日	厚生省告示第	百四十四号
	同	十二年	一月	十四日	厚生省告示第	五号
	同	十二年	九月	二十九日	厚生省告示第	三百三十四号
	同	十二年	十二月	二十八日	厚生省告示第	六百三十五号
	同	十三年	七月	十一日	環境省告示第	四十二号
	同	十六年	四月	一日	環境省告示第	二十五号
	同	十七年	十二月	二十二日	環境省告示第	百四十一号
	同	十八年	七月	二十七日	環境省告示第	百三号
	同	二十一年	十一月	十日	環境省告示第	七十号
	同	二十七年	十二月	二十一日	環境省告示第	百四十一号
	同	二十九年	六月	九日	環境省告示第	五十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第二号ロ及びハ並びに第六条の四第二号〔現行＝六条の五第一項二号＝平成五年一二月政令三八五号・一二年七月三九一号により改正〕イからニまでの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として厚生大臣が定める方法を次のように定め、平成四年七月四日から適用する。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和五十二年三月環境庁告示第五号）第二条に定める基準に適合する方法により硫化し、及び固型化する方法とする。
- 二 令第四条の二第二号ロの規定による令第一条第二号及び第三号に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法並びに令第六条の五第二項において例によることとされる令第四条の二第二号ロの規定による令第二条の四第六号及び第九号に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。
 - イ 溶融設備を用いて溶融したうえで固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについてもハからホまでのいずれかの方法により処理する方法
 - ロ 焼成設備を用いて焼成することにより重金属が溶出しないように化学的に安定した

状態にするるとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについてもハからホまでのいずれかの方法により処理する方法

ハ セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを養生して固化する方法

ニ 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

ホ 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

三 令第四条の二第二号ハの規定による感染性一般廃棄物の処分又は再生の方法及び令第六条の五第二項において例によることとされる令第四条の二第二号ハの規定による感染性産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 焼却設備を用いて焼却する方法

ロ 熔融設備を用いて熔融する方法

ハ 高压蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（令別表第一の二の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）

ニ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法（令別表第一の二の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等消毒したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）

ホ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法

四 令第六条の五第一項第二号イの規定による令第二条の四第一号に掲げる廃油の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 焼却設備を用いて焼却する方法

ロ 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして令第二条の四第一号に掲げる廃油でなくする方法

五 令第六条の五第一項第二号ロの規定による令第二条の四第二号に掲げる廃酸又は同条第三号に掲げる廃アルカリの処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次の

とおりとする。

イ 中和設備を用いて中和する方法

ロ 焼却設備を用いて焼却する方法

ハ イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても水素イオン濃度指数を二・〇より大きく、十二・五より小さくすることができる方法

六 令第六条の五第一項第二号ハの規定による感染性産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第三号イからホまでに掲げる方法とする。

七 令第六条の五第一項第二号ニの規定による廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ニ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

へ 法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）

八 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 前号ロに掲げる方法

ロ 前号ハに掲げる方法

ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ニ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ホ 洗浄設備を用いて溶剤によりポリ塩化ビフェニル汚染物を洗浄し、ポリ塩化ビフェニルを除去する方法

へ 分離設備を用いてポリ塩化ビフェニルを除去する方法

ト 前号へに掲げる方法

九 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 第七号ロに掲げる方法

ロ 第七号ハに掲げる方法

ハ 前号ハに掲げる方法

ニ 前号ニに掲げる方法

ホ 洗浄設備を用いてポリ塩化ビフェニル汚染物を洗浄し、ポリ塩化ビフェニルを除去する方法

ヘ 前号ヘに掲げる方法

ト 第七号ヘに掲げる方法

十 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第七号イからへまでに掲げる方法とする。

十一 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第八号イからトまでに掲げる方法とする。

十二 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第九号イからトまでに掲げる方法とする。

十三 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第七号ロ、ハ及びへ並びに第八号ハ及びニに掲げる方法とする。

十四 令第六条の五第一項第二号トの規定による廃石綿等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 令第七条第十一号の二に掲げる溶融施設（法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）において石綿が検出されないよう溶融する方法

ロ 第七号ヘに掲げる方法